

作業仕様書

1 日常清掃

(1) 床清掃

ア 弾性床及び硬質床は、隅は自在ぼうき、広い場所はフロアダスター（ダストモップ）又は自在ぼうきで丁寧に掃き、集めたごみは塵芥処理場に搬出すること。

また、床全体又は汚れが目立つ部分をモップで水拭きをすること。汚れが著しい場合は適正洗剤を用いて汚れを取り除くこと。

なお、OAフロアについては、床下への水の滴下に留意すること。

イ じゅうたん床は、真空掃除機で丁寧に埃を取り除くこと。

ウ 床材の区分にかかわらず、机、脇机、ロッカー、裁断機、FAX機器、複写機、電源への接続のある電気機器など移動困難な什器・備品等の床部分は、清掃を省略できるものとする。

(2) フロアマット

真空掃除機で丁寧に埃を取り除くこと。

なお、玄関ホールにあっては、冬期間、マットに雪がつまったり凍結したりしないよう十分注意すること。

(3) 扉ガラス（玄関ホール）

汚れが目立つ部分は、タオルで水拭き又は乾拭きをすること。汚れが著しい場合は、専用洗剤を用いて汚れを取り除くこと。

(4) 什器備品（玄関ホール）

タオル、ダストクロス等で埃を取り除くこと。

(5) ごみ箱

ごみを収集し、塵芥処理場に搬出すること。容器の外表面で汚れた部分は、タオルで水拭き及び乾拭きをすること。

(6) 金属部分（玄関ホール）

タオル、ダストクロス等で埃を取り除くこと。

(7) 扉・便所面台のへだて（便所・洗面所）

汚れた部分は、水拭き又は適正洗剤を用いて拭くこと。

(8) 洗面台及び水栓（便所・洗面所）

スポンジで適正洗剤を塗布し、洗浄の上、タオルで拭くこと。

(9) 鏡（便所・洗面所）

適正洗剤を用いて乾拭きすること。

(10) 衛生器具（便所・洗面所）

適正洗剤を用いて洗浄し、拭くこと。同時に金属類も拭くこと。

(11) 衛生消耗品（便所・洗面所）

トイレットペーパー、ビニルごみ袋等を補充すること。

(12) 汚物容器（便所・洗面所）

内容物を収集し、塵芥処理場に搬出すること。容器の外表面で汚れた部分は、タオルで水拭き及び乾拭きをすること。

(13) 厨芥容器（給湯室）

茶がら入れ等の厨芥を収集し、塵芥処理場に搬出すること。容器を適正洗剤で洗浄すること。

(14) 手摺り（階段）

タオルで水拭き又は適正洗剤を用いて拭くこと。

(15) 机上清掃

机・テーブル等の埃を払い、タオルで水拭きすること。

(16) 玄関周り

自在ぼうきで掃き、埃を取り除くこと。集めたごみは塵芥処理場に搬出すること。また、汚れが目立つ部分をモップで水拭きすること。

(17) 構内通路

巡回して粗ごみを拾うこと。

2 日常特別

(1) 玄関周り・階段

ほうきで表玄関及び裏玄関の階段の除塵を行う。また、降雪が見込まれる12月から3月までの間は軽微な除雪を行う。積雪量がほうきで掃くことができる程度の少量の場合はほうきで階段のステップ全体を除雪し、積雪量が多量の場合は、雪かきスコップで一部分を除雪する。（表玄関の階段は正面向かって左側3分の1の幅、裏玄関の階段は手すり側半分を除雪する）

(2) 軒下

積雪が見込まれる12月から3月までの間、屋根上に積雪があるもしくは見込まれる場合、庁舎正面及び庁舎裏の軒下に車が駐車しないよう、落雪注意喚起のためのカラーコーンを毎朝設置し、毎夕回収する。

(3) 花壇

庁舎正面の花壇（3カ所）の軽微な雑草取りを行う。

(4) 水栓（庁舎2階2カ所及び給湯器）

水道凍結のおそれのある12月から3月までの間、水道凍結防止のため、水栓及び給湯器の水抜き及び開けを行う。

(5) 庁舎の開錠及び点検

毎朝、庁舎を解錠し、庁内及び構内に異状がないか点検を行う。

3 定期清掃

(1) 床の洗浄

床は、自在ぼうき、フロアダスター（ダストモップ）、真空掃除機で丁寧に埃を取り除き、床に付着している汚れを適正に希釈した表面洗浄用洗剤を用いて床磨き機により皮膜表面の汚れを洗浄し、水拭きを行って汚水や洗剤分を完全に除去した後、床樹脂維持剤を塗布すること。

なお、OAフロアについては、床下への水、表面洗浄用洗剤及び床樹脂維持剤の滴下に留意すること。床材の区分にかかわらず、机、脇机、ロッカー、裁断機、FAX機器、複写機、電源への接続のある電気機器など移動困難な什器・備品等の床部分は、清掃を省略できるものとする。

(2) 床の樹脂維持剤剥離作業

自在ぼうき、フロアダスター(ダストモップ)、真空掃除機で丁寧に埃を取り除き、剥離剤を用いて床磨き機により洗浄し、剥離状況を点検の上、水洗い、水拭きを行い、十分に乾燥させること。

なお、OAフロアについては、水・剥離剤の滴下に留意すること。移動困難な什器・備品等の床部分は、剥離作業を省略できるものとする。

また、作業の実施に伴い発生した廃液は、関係法令に基づき処理すること。

(3) 窓ガラス

タオルで水拭き又は適正洗剤を用いて拭く。

(4) 照明器具

適正洗剤を用いて管球、反射板、カバー等を拭き、水拭きして仕上げる。汚れが落ちない部分は、更に適正洗剤で拭き取り、タオルで乾拭きすること。

(5) ブラインド

適正洗剤を用いてスラット等を拭くこと。